FUJI OIL HOLDINGS INC.

最終更新日:2016年6月24日 不二製油グループ本社株式会社

代表取締役社長 清水 洋史

問合せ先:広報・IRグループリーダー 関 伊知郎

証券コード:2607

http://www.fujioilholdings.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、実効的なコーポレートガバナンスの実現を通じて、法令違反、不正や不祥事等の企業価値を毀損するような事態の発生を防止し、かつ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上をはかることを目指します。株主、顧客、その他取引先、当社役職員及び社会等のステークホルダーの期待に応え、透明、公正かつ迅速果断な意思決定を行うための重要な仕組みとしてコーポレートガバナンスを位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は現時点では政策保有の株式として上場株式を保有しております。2015年3月末日現在での政策保有株式の銘柄数は32であり、そのうち相互保有でなく当社のみが保有している銘柄は13でありました。2015年11月6日にコーポレートガバナンス報告書を提出後、コーポレートガバナンスコードの趣旨及び「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」に則り、投資目的以外の政策目的で保有する株式について、業務提携や取引の維持・強化及び株式の安定等、取引上の具体的な利益を考慮して保有目的の合理性を検証し、売却が可能な銘柄につきましては当該事業年度内に売却を実施しました。また事業年度が終了した時点で、取締役会において当該事業年度内に売却した株式の報告を行うとともに政策保有株式の保有状況をレビューを行うと同時に保有を継続する合理性の判断基準を策定いたしました。その基準とは、取引額基準、配当金基準、評価益基準の3つであります。

これら3基準をもとに取引上の具体的な利益を総合的に勘案して保有継続の是非を判断しつつ、引き続き、政策保有株式の解消を図っていく予定であります。

なお、政策保有に係る議決権行使は、統一的な基準を設けておりませんが、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社では、2015年11月6日にコーポレートガバナンス報告書提出時点では、取締役会の実効性の分析や評価を行っておりませんでした。その主な理由として、当社は2015年10月にグループ本社制(純粋持株会社制)にという新たな体制に移行したばかりということもあり、新体制における取締役会のあり方とその実効性についての分析・評価の方法はよく検討する必要があり、形式的な実施はコーポレートガバナンス・コードの趣旨に反すると考えた次第であります。

その後、取締役会の実効性に関する分析や評価の方法について研究いたしました結果、各役員が取締役会の実行性に関する質問票にアンケート形式で答え、その結果をもとに取締役会にて協議する方法や取締役会とは独立した外部専門機関に評価を委託しその結果を取締役会で協議する方法等があるということは認識しております。

本原則が取締役会の実効性確保に向けた継続的なプロセスを意図するものであるといいう認識に立って、2017年3月期が終了するまでには、当 社取締役会の評価方法として相応しいやり方を策定の上で、2016年度における取締役会全体の実効性の分析・評価を実施する予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

<経営理念・中期経営計画・コーポレートガバナンス方針>

1) 当社は、当社の経営理念として「不二製油グループ憲法」を制定し、以下の当社ホームページにて公表しております。 (URL: http://www.fujioilholdings.com/constitution/index.html)

また、ローリング中期経営計画を策定し、当社ホームページ(URL: http://www.fujioilholdings.com/approach/feature2015.html)にて公表しております。【原則3-1(i)】

2) 当社は、コーポレートガバナンスに関して参照すべき原則・指針として「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページ(URL:http://www.fujioilholdings.com/ir/governance.html)に掲載しております。【原則3-1(ii)】

<取締役会>

- 1) 当社は、「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会等の体制」の項目にて、取締役のうち2名以上を社外取締役として選任することを規定し、開示しております。【原則4-8】
- 2) 当社は、「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の任務」の項目にて、取締役会は、法令及び社内規程の定めるところに従い、取締会にて決定すべき事項以外の業務執行について、適切にその意思決定を業務執行取締役及び執行役員に委任することを規定し、開示しております。【補充原則4-1-1】
- 3) 当社は、取締役会において活発かつ実質的な議論を行うための取締役の人数として、10名程度が適切と考えており、現在の取締役の人数は10名であります。取締役候補者については、社内外を問わず、人格や知見に優れた者を選定しており、特に社外取締役については会社経営、経営戦略等の専門的分野で優れた知見を有する方を選定し、様々な観点から当社の経営戦略の策定や業務執行の監督に参画していただくことにより当社の企業価値の向上に寄与していただくようにしております。現在は取締役会出席者14名中4名が証券取引所の定めに基づく独立社外役員(社外取締役2名、社外監査役2名)であり、取締役会において独立した中立的な立場からの意見を述べています。【補充原則4-11-1】

<経営幹部等の報酬決定・選任の方針等>

1) 当社は、「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役及び監査役の報酬等」の項目にて、取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、取締役会において決定することを規定し、開示しております。【原則3-1(iii)】

- 2) 当社は「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者及び監査役候補者の選定基準等」の項目にて、取締役候補者及び監査役候補者の選定基準及び手続を定めることを規定しております。【原則3-1(iv)】
- 3)当社では、取締役・監査役候補の指名理由については、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする「指名・報酬諮問委員会」での答申を取締役会で協議の上で策定しております。第88回定時株主総会より、取締役及び監査役候補個々の指名理由を定時株主総会招集通知参考書類に記載することにより開示しております。なお、監査役候補の選定プロセスにおいては、監査役の独立性を確保するために「指名・報酬諮問委員会」の答申を参考に、監査役会の意向が最大限反映されるように配慮しております。【補充原則3-1(v)】

<取締役・監査役>

- 1) 当社は、「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役及び監査役の支援体制・トレーニングの方針」の項目にて、取締役及び監査役に対し、就任時及び就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供する等、求められる役割を果たすために必要な機会を提供する等の取締役及び監査役のトレーニングの方針を規定し、開示しております。【補充原則4-14-2】
- 2) 当社は、「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者及び監査役候補者の選定基準等」の項目にて、社外役員の独立性に関する基準を定め、開示することを規定しています。【原則4-9】
- 3) 当社の取締役・監査役における他の上場会社役員との兼任状況は、定時株主総会招集通知参考書類に記載する他、定時株主総会招集通知を当社ホームページにて開示しております。【補充原則4-11-2】

<その他>

- 1) 当社は「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主の利益に反する取引の防止」の項目にて、取締役、監査役及び主要株主等との取引について、重要な取引または定型的でない取引については、取締役会による承認を要することを規定し、開示しております。
 【原則1-7】
- 2) 当社は「不二製油グループコーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主との対話」の項目にて、株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針を規定し、開示しております。【原則5-1】

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	20,983,932	23.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,832,600	5.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,255,600	3.72
全国共済農業協同組合連合会	2,369,000	3.01
株式会社三井住友銀行	1,875,398	2.14
農林中央金庫	1,825,568	2.08
東京海上日動火災保険株式会社	1,758,276	2.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・三井住友信託退給口	1,739,000	1.99
不二製油グループ本社株式会社	1,610,095	1.84
日本生命保険相互会社	1,600,667	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅲ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性			会社との関係(※)								
八 石	周江	а	b	C	d	е	f	g	h	i	j	k
三品 和広	学者										Δ	
田路 則子	学者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「Δ」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三品 和広	0	神戸大学大学院経営学研究科教授 であります。 当社は過年度において、三品氏が大学教授を務めている神戸大学に対し、研究支援目的の寄付を行っていましたが、年額100万円以内と少額であり、独立性に影響を与えるものではありません。 証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。	三品氏は経営戦略・経営者論等の企業経済学の研究活動の第一線で長年活躍してこられ、その専門性の高い学識と豊富な実績を活かし、独立した客観的な観点から取締役会に出席し、経営を監視・監督いただくことにより、客観・中立かつ公正な業務執行の監督が維持できると考えております。同氏と当社との間には特別な利害関係は無いことから、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いものと判断しており、同氏を独立役員に指定しております。
		法政大学経営学部·大学院経営学研究科	田路氏はビジネスモデルと起業実践、日本企業のイノベーションマネジメント、起業マネジメント、製品開発論、グローバルマーケティング論等の企業経営に必要な多方面の専門領域の研究活動の第一線で長年活躍してこられ、その専門性の高い学識と経験を活かし、独立

田路 則子	証券取引所の定めに基づく独立役員に指 定しております。	した客観的な観点から取締役会に出席し、経営を監視・監督いただくことにより、客観・中立かつ公正な業務執行の監督が維持できると考えております。 同氏と当社との間には特別な利害関係は無いことから、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いものと判断しており、同氏を独立役員に指定しております。
-------	--------------------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名·報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名·報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

1. 指名・報酬諮問委員会設置の目的

当社は、監査役設置会社でありますが、取締役会に対する任意の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置いたします。 「指名・報酬諮問委員会」では委員長を社外取締役とし取締役等の人事や報酬等を審議することにより、これらの事項に関する客観性および透明性を確保して、コーポレート・ガバナンスの強化を図ります。

2. 指名・報酬諮問委員会の役割

- (1)取締役会の諮問に基づき、次の事項を審議・答申します。
 - ・株主総会に提出する取締役、監査役の選任・解任に関する議案の内容
 - 代表取締役及びその他取締役の選定・解職
 - ・取締役兼務の執行役員の選定・解職
 - ・執行役員の選任・解任についての意見表明
- (2)取締役会の委任に基づき、次の事項を審議・決定します。
 - ・取締役の報酬等に関する方針・制度
 - ・取締役の個人別の報酬等の内容
 - ・株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容
 - ・関係会社代表者の報酬等に関するガイドライン

3. 委員会の構成

- 指名・報酬諮問委員会は、取締役会決議により取締役より選任された3名以上の委員(ただし、半数以上は社外取締役)で構成することとします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況更新

監査役は会計監査人から監査計画、監査結果の報告及び情報交換会などを通じ、会計監査人と密接に連携をとっております。 監査役は内部監査部門から監査報告書による監査結果及び改善策等につき報告を受け、密接に連携をとっております。 また、三様監査ミーティングを開催し、監査役、会計監査人および内部監査部門は相互に連携を図り、監査の実効性向上に努めております。 さらに、監査役会はグループ会社監査役連絡会を開催し、監査体制の整備および情報共有を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され	

2名

会社との関係(1) 更新

正力	厚 丛					会	社と	:の関	[係(X)				
八 在	属性	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
松本 稔	公認会計士										Δ			
草尾 光一	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- \times 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- L 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本 稔	0	有限責任 あずさ監査法人の業務執行者 として勤務していたことがあります。 証券取引所の定めに基づく独立役員に指 定しております。	松本氏は公認会計士として財務・会計に関する知見を有しており、社外監査役として当社の経営を監視・監督頂くことにより、客観・中立かつ公正な監査体制が維持できると考えております。 同氏と当社との間には利害関係は無いことから、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いものと判断しており、同氏を独立役員に指定しております。
草尾 光一	0	草尾法律事務所の弁護士であります。 証券取引所の定めに基づく独立役員に指 定しております。	草尾氏は、弁護士としての専門知識を有する企業法務の専門家であります。複数の会社にて社外監査役を務めており、豊富な経験と高い見識があり、社外監査役として当社の経営を監視・監督頂くことにより、客観・中立かつ公正な監査体制が維持できると考えております。同氏と当社との間には利害関係は無いことから、一般株主と利益相反の生じるおそれが無いものと判断しており、同氏を独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

賞与について主として連結経常利益を指標として増減額を算出しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明更

当社における役員報酬の内容(平成28年3月期)

当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等の総額は次のとおりであります。

取締役(社外取締役除く) 248百万円

監査役(社外監査役除く) 29百万円

社外役員(社外取締役・社外監査役) 27百万円

- (注)1 上記には第87回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名に対する報酬を含んでおります。
 - 2 上記には当期に係る役員賞与を含んでおります。
 - 3 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、平成24年6月26日開催の第84回定時株主総会において取締役の報酬限度額は年間6億円以内(うち社外取締役は年間3,000万円以内)、平成19年6月22日開催の第79回定時株主総会において監査役の報酬限度額は年間6,000万円以内(うち社外監査役は年間1,500万円以内)と決議されております。

取締役の報酬については、取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」の答申を経て、取締役会の決議により、監査役の報酬については監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬等は固定報酬である月例報酬、個人と会社業績に連動する賞与からなり、各項目の水準は、外部専門機関の調査データを活用し役位毎の職責に応じた年棒を定めており、賞与については連結経常利益を指標として増減を決定しております。

監査役の報酬等は固定報酬である月例報酬のみであり、その水準は外部専門機関の調査データを活用し、役割と責務に相応しい水準となるよう、監査役の協議により決定しております。

なお、社外取締役、社外監査役については固定報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役については専任スタッフはおりませんが、必要に応じ経営企画グループ、法務グループ、人事グループ等がサポートする体制をとっております。

社外監査役については、監査役の職務を補助する組織として監査役室を置き、監査役の指示に基づき監査役の職務を支援しております。 監査役の職務を補助すべき使用人の人事考課・処遇等当該使用人の独立性に関する事項については監査役会が行い、異動については監査役会の同意を得ております。また、当該使用人については、専任使用人の選任が望ましいと考えておりますが、現時点では当社内の関係部門の兼務使用人が従事しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現体制の各機関及び部署における機能・運営は下記の通りです。

1 会社の機関の基本説明

重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を、監査機関として監査役会を設置しております。 当社は任意の機関として「経営会議」「指名・報酬諮問委員会」「ESG委員会」を設置しております。 当社グループは、意思決定の迅速化のため、純粋持株会社体制に移行し、経営と執行を分離することにより、事業会社である 地域統括会社への権限委譲を進めています。一方、当社はグローバル本社として、グループ経営の戦略立案及びグループ子会社 の管理を遂行しています。

2 会社の機関の内容

(取締役会)

取締役会規則を定め、原則月1回開催される「取締役会」および、必要に応じ「臨時取締役会」を適宜開催しております。法令に定められた事項および重要事項の審議、決議がなされるとともに取締役の職務執行状況を報告しております。

(経営会議)

経営に関する重要事項については、原則として月1回開催される社長、副社長、および取締役常務執行役員をメンバーとする 代表取締役の諮問機関である「経営会議」において十分に審議し、監視することにより社長および取締役会の意思決定に資する ものとしたうえで、業務遂行の法令遵守および効率的な遂行が実施出来る体制を整備、強化しております。

(指名・報酬諮問委員会)

役員選任および役員報酬決定のプロセスの透明化を図るため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を2015年10月に 設置しました。委員長には社外取締役である三品氏が就任し、社外取締役である田路氏、代表取締役社長の計3名の委員にて同諮問 委員会を構成しております。第88期は計5回開催いたしました。

(ESG(環境·社会·企業統治)委員会)

不二製油グループにおける「安全・品質・環境」「CSR・リスクマネジメント・コンプライアンス」「ひとづくり」等に係る重要課題を取締役会に提言・具申することにより、ESG(環境・社会・企業統治)に関する包括的な取り組みを行っております。

(監査役会)

監査役会は、第88期は12回開催され、監査方針および監査計画を協議決定し、監査に関する重要な事項等の報告・決議・決定を 行っております。

3 監査の状況

内部監査については、監査グループ(内部監査部門)3名が「内部監査規程」に基づき、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システム・プロセスの整備、運用状況を監査しております。内部監査の結果については、取締役会、代表取締役社長、監査役および関連部署へ報告するとともに、改善提案を行っております。

監査役監査については、監査役(4名内、社外監査役2名)は取締役会の他、社内の重要な会議に常時出席するほか、代表取締役との意見交換、事業部門、コーポレートスタッフ部門のヒアリング、子会社の調査、会計監査人との連携をとりながら、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

4 会計監査の状況(平成28年3月期)

当社は、会計監査については有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はなく、また同監査法人は従来より自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる従事者の構成については下記のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 和田 安弘(継続監査年数4年) 指定有限責任社員 業務執行社員 小野 友之(継続監査年数1年) 監査業務に係わる補助者の構成

公認会計士10名、その他10名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は機能的かつ合理的な意思決定や業務遂行を行うとともに、経営に対する監視・監督機能を強化することが、株主の信任確保のために重要であると考えております。経営の監視・監督機能の強化のため、複数の社外取締役および社外監査役を選任するとともに、会計監査人・内部監査室との緊密な連携により監査役会の独立性を確保しております。

また、社会的貢献を果たし企業価値向上を果たすためには、環境・社会・ガバナンス・良き企業風土醸成や人材育成についての取り組みを経営の重点課題と認識し、取締役会の諮問機関として「ESG委員会」を設置しております。「ESG委員会」は「安全・品質・環境分科会」「CSR・リスマネジメント・コンプライアンス分科会」及び「ひとづくり分科会」からなる3つの分科会で構成されています。「ESG委員会」は四半期毎にレビューを行い、取締役会に報告することにしております。

これらの体制を採用することにより、透明性の高い健全な経営の実現することが可能であると考えます。

州株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集ご通知の早期発送および発送前Web開示を実施しております。 (実施状況) 第88回定時株主総会 (2016年6月23日開催) 招集通知発送日 6月3日 (19日前) 招集通知発送前Web開示 5月27日 (26日前)	
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日の設定は可能な限り第一集中日を避けるように配慮しております。 (実施状況) 第88回定時株主総会 (2016年6月23日開催) 当年の3月期末決算会社の第一集中日は6月29日と推定され、当該集中日の前週での開催としております。	
電磁的方法による議決権の行使	インターネット・携帯電話からの行使を可能としております。	
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームからの行使を可能としております。	
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、Webにてご提供しております。	
その他	1 ホームページに招集通知を掲載しております。 2 株主総会後に総会の内容・決議事項を当社Webサイトにて掲載しております。	

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社Webサイトにて公表しています。 http://www.fujioilholdings.com/ir/disclosure_policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けには定時株主総会後の株主懇談会を開催	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	本決算および第2四半期決算毎に決算説明会を開催し、社長より業績等について説明・質疑応答を行っているほか、第1四半期・第3四半期には電話会議により、CFOより業績説明・質疑応答を行っています。これに加え社長や経営幹部が出席し国内外アナリスト・機関投資家とテーマを設定しミーティングを実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州にて個別訪問形式にて開催しました。 今後も継続的に開催を予定しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、決算情報以外の適時開示情報、株主総会の招集通知、決算説明会資料、年次報告書、コーポレートガバナンス報告書、株式に関する情報等を掲載しております。 http://www.fujioilholdings.com/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社はCFOがIR活動全般を統括し、IR担当部署として広報・IRグループを設置しています。広報・IRグループは社内関係部署・グループ会社と連携し公平で正確なIR活動を推進するよう努めています。 IR担当役員: 取締役常務執行役員 最高財務責任者(CFO) 松本智樹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定

当社では、当社の経営理念を示す「不二製油グループ憲法」

(URL: http://www.fujioilholdings.com/constitution/index.html)に基づき、CSR推進のための部門として「CSR・リスクマネジメントグループ」を設置しており、当社グループ全体としてのCSRに係る方針を策定するとともに、当社グループの事業を通じた活動の中でステークホルダーの立場を尊重したCSR活動を行っております。

当社「CSRの考え方」(URL:http://www.fujioilholdings.com/approach/index.html)

(環境保全活動)

環境基本方針を策定し、環境目標を設定し活動しております。「省エネルギー、給排水の低減、廃棄物の抑制及び再資源化等」に取組み成果をあげています。

また、国内全9生産拠点でISO14001認証取得をしております。

(CSR活動)

2016年6月にサステナビリティレポート2016を発行いたしました。

「サステナビリティレポート2016」

(URL:http://www.fujioilholdings.com/approach/approach004.html)

当レポートにて、ステークホルダーの皆様に当社のCSRに関する考え方、取り組みを中心にご報告しております。

「私たち不二製油グループは、食の素材の可能性を追求し、食の歓びと健康に貢献します。」という私たちの使命のもと、事業を通じて社会課題の解決に貢献することがCSRであると考え、社会から信頼され、ステークホルダーの皆様とともに発展し続ける企業を目指します。

(持続可能なパーム油調達)

当社グループの基幹原料であるパームについては、環境や人権の問題が深刻となっています。当社は持続可能なパーム油サプライチェーン構築のため、2016年3月に「責任あるパーム油調達方針」。(URL:http://www.fujioilholdings.com/news/160310.html)を策定し、方針に則った調達を行うべく取り組みを開始しています

ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、株主、投資家、顧客、その他取引先等の全てのステークホルダーに当社を正しく理解いただけるよう、企業・経営情報の自主的な開示に努めており、これらについて「ディスクロージャーポリシー」として定めています。

(女性社員の活躍支援について)

当社では、平成11年より、女性活躍推進の為の部門横断的プロジェクト(現、「不二アクティブネットワーク」通称: FAN)を立ち上げ、キャリアアップコミュニケーションシート(自己申告制度)の導入や、妊娠・育児、介護にかかわるハンドブック(「ライフプランお助けノート」、「介護お助けノート」)の作成・配布、社内座談会の実施、ワークライフバランスや介護に関するセミナーの開催、等を通して、ボトムアップの活動を展開してまいりました。

経営側からの施策としては、役員メンター制度や再雇用制度の導入を行っております。また女性の職域拡大の一つとして、平成26年度には女性の生産職の採用を開始しました。制度面では、育児・介護休業、短縮勤務の期間延長に加え、育児休業、介護休業や子の看護休暇、介護休暇における給与の一部支給等を実施しております。また、平成26年度にはフレックス制度・企業のよりにほか、平成27年度からは、介護休業における給与支給額の拡大も行っております。

さらに、平成26年度からは、人事部にダイバーシティ推進担当を置き、「活きたキャリアを構築する」ことをスローガンに、大きく5つの施策を進めております。

その他

- 1 育児勤務者だけでなく、上司、配偶者を交えた育児休業フォローアップ セミナーの実施、育休復帰コミュニケーションシートの導入
- 2 育児・介護サービスの利用に対する費用援助、保育活動の支援
- 3 男性育児休業の取得推進
- 4 育児休業中の情報提供ツールの導入
- 5 在宅勤務のテスト導入

男性の育児休業取得率は、平成27年度では約17%まで増加しております。

平成27年度には、内閣府の「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に社長の清水が賛同する等、益々取り組みを深めており、平成32年には管理職に占める女性の割合を 10%まで向上させることを目標にしております。

また平成27年6月より、法政大学経営学部・大学院経営学研究科教授の田路則子氏を社外取締役として招聘いたしました。当社初の女性役員となります。

社外からの評価について、平成15年度の男女雇用機会均等推進企業表彰において大阪労働局長優良賞を受賞したほか、平成22年、平成26年、平成27年と3度くるみんマークを取得するなど、評価を頂いております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守、財産の保全、リスク管理を徹底するため、内部統制システム・プロセスの構築、整備を行っております。

- 1 「不二製油グループ憲法」にて「行動原則」を定め、社員への徹底を図っております。
- 2 コンプライアンスについては、「ESG委員会」にコンプライアンスに係る分科会を設置し、行動原則や企業倫理に反する事態に備えるとともに、 行動原則が企業の風土として定着するようコンプライアンス教育、研修を通じて周知徹底を図っております。また、コンプライアンスに反する行為 があり、職制を通じての是正が機能しない場合には、使用人は「社内通報制度」により通報するものとしております。また、「内部通報規程」を定 め、外部の弁護士事務所にも「通報窓口」を設置することにより、運用面での実効性を図っております。
- 3 情報管理については、「情報管理基本規程」その他社内規程の定めるところにより、適切に保存及び管理を行っております。
- 4 リスク管理については、「ESG委員会」の下位組織である「CSR・リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」が、リスクマネジメントの観点から「不二グループ リスク・クライシス管理規程」を定め、職制上のリスク管理に加え、グループを横断する重要なリスク区分毎に、管理責任者を決めてリスク管理体制の構築および運用を行っております。
- 5 職務分掌、決裁権限規程などの社内規程に基づき、会議体で意見決定プロセスを明確にしております。
- 6 社内規程を設け、職務権限およびその責任を明確にし、組織ごとのミッションや業務プロセスを評価、管理、牽制するとともに、モニタリング機能により内部統制システムの有効性を継続的に監視しております。
- 7 「ESG委員会」の中に「ひとづくり分科会」を設置し、企業風土の醸成および推進を通し内部統制における統制環境の基盤作りに寄与する活動を行っております。
- 8 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、当社は「不二マネジメント規程」等の規程により、当社グループにおける意思決定およびその他組織等に関する基準を定め、グループ会社各社にこれに準拠した体制を構築させており、グループ会社に対して「グループ方針(決済権限基準及び運用規程)」に定める重要項目について、当社の承認を得、報告を行うことを義務付けております。

また、当社はグループ会社全体のリスクおよびコンプライアンスを管理するため、企業規模や組織体制等に応じた適切なリスク管理体制およびコンプライアンス体制の構築ならびに「不二製油グループ憲法」における「行動原則」等が適切に実施されるよう助言指導を行っております。

さらに、監査グループおよび監査役は、連携してグループ会社の業務の適正を監査し、是正が必要な場合には助言、勧告を行うとともに、監査結果を当該グループ会社代表者および当社取締役会に報告する体制を構築しております。

- 9 財務報告の適正性の確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出の目的のため、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、改善を図っております。
- 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、コンプライアンス体制の基本である「不二製油グループ行動規範」を定め、違法な勢力とは接触を持たず、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを基本方針としております。

また、外部機関の企業防衛連合協議会に所属し、警察との連携により必要な情報交換を行っております。併せて顧問弁護士の協力を積極的に得ることにより、反社会的勢力に対し、速やかに毅然とした対応を行います。

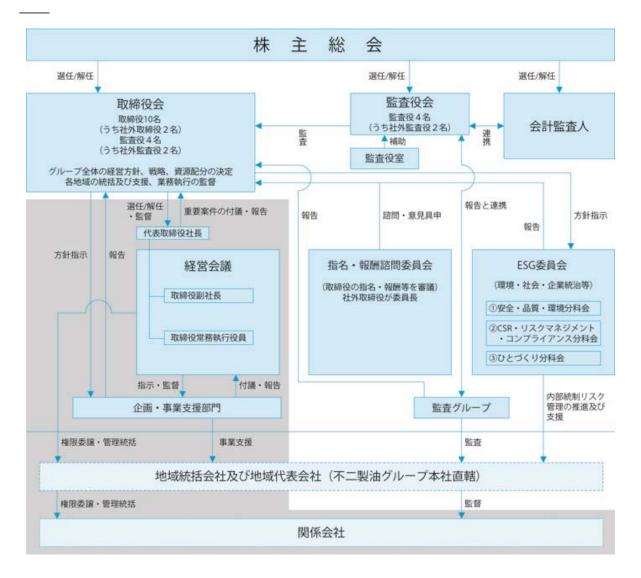
Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無更新なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示に係る社内体制

